

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第40回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成27年7月7日（火） 13時59分～14時28分
於、第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、篠崎 悦子、島村 博之、
菅 美千世、多賀谷 一照

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

武田 博之（郵政行政部長）
齋藤 晴加（郵政行政部企画課長）
山碕 良志（郵便課長）
菱沼 宏之（貯金保険課長）
後藤 慎一（信書便事業課長）
神田 剛（情報流通行政局総務課課長補佐）（事務局）

第4 議題

- (1) 分科会長の選任及び分科会長代理の指名について
- (2) 諮問事項

ア 郵便約款の変更の認可について【諮問第1115号】

イ 特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並び
に事業計画及び信書便管理規程の変更の認可について【諮問第1116号～
1118号】（非公開）

開 会

○事務局（神田） それでは、時間になりましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会第40回郵政行政分科会を開催いたします。

私は情報流通行政局総務課の神田と申します。本日、分科会にご所属の委員の皆様の互選により、分科会長が選任されるまでの間、事務局において議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は委員8名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

また、本日の会議は、情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、一部非公開にて行います。したがって、もし、この後傍聴の方が来られた場合、非公開とする議事が始まる前に退出していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

最初に分科会長の選任をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第4項の規定により、分科会長は委員の互選により選任する旨を定めておりますが、どなたかご推薦等はございますでしょうか。お願いします。

○篠崎委員 大変僭越ではございますが、私、篠崎から樋口委員を推薦させていただきたく存じます。その理由は、樋口委員は、前期のこの分科会の分科会長も務めていらっしゃいましたし、郵政行政をはじめ幅広く大変高い見識をお持ちでいらっしゃいますので、会長に適任存じまして推薦させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（神田） ただいま篠崎委員から樋口委員を分科会長にとのご推薦がありました。いかがでございませうでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局（神田） それでは、樋口委員を分科会長に選任することとし、この後の議事は樋口分科会長をお願いしたいと思います。分科会長席にお移りいただき、進行をお願いします。

（樋口分科会長 着席）

○樋口分科会長 ただいま篠崎委員から身に余る評価をいただき、また皆様からご承認いただきました分科会長を再任させていただきます早稲田大学の樋口でございます。円滑なる審議会の運営に尽力いたしますので、皆様におかれましては、ぜひともご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思います。まず、私が分科会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願いする分科会長代理を決めておきたいと思います。分科会長代理は、情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第6項の規定により、分科会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

分科会長代理には、清野委員をお願いしたいと思います。お引き受けいただけますでしょうか。

○清野委員 はい、謹んでお受けいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。それでは、清野委員、分科会長代理席にお移りください。

（清野分科会長代理 着席）

○樋口分科会長 清野分科会長代理、一言ご挨拶をお願いいたします。

○清野分科会長代理 ただいま分科会長代理にご指名いただきました明治大学の清野でございます。ユニバーサルサービスの維持・拡充を旨といたしまして、お役目を全うしたいと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○樋口分科会長 どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事を進めてまいります。

本日の案件は、諮問事項2件でございます。

初めに、諮問第1115号「郵便約款の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○山崎郵便課長 郵便課長の山崎でございます。資料40-1をごらんください。郵便約款の変更の認可についてでございます。

おめくりいただきまして、最初は1ページ目、2ページ目が諮問書、3ページ目、4ページ目が認可申請書でございます。この内容をまとめた説明資料をその後ろにつけてございますので、その説明資料をごらんいただけますでしょうか。

1ページをごらんください。第1、郵便約款の認可についてと冒頭に書かれているページでございます。まず、この諮問の背景についてでございますが、今回の郵便約款といえますのは、1にありますとおり、郵便の役務に関する具体的な提供条件を定めたもので、郵便法の規定によりまして、日本郵便株式会社が定めることとなっております。

2といたしまして、この内容については、同じく郵便法の第68条第1項によりまして、総務大臣の認可を受けることとなっております。

また、3といたしまして、同じく第73条第1号に基づきまして、総務大臣はこの認可を行うに当たり、当審議会に諮問することとなっているというものでございます。

2ページをごらんください。第2、日本郵便株式会社からの申請ということで、概要のところをごらんいただけますでしょうか。今回の申請は、代金引換郵便の利用に関するものでございます。少し下に参考といたしまして、代金引換郵便の概要というところがございます。郵便物の配達等の際に、郵便物と引換えに差出人が指定した代金を受取人から預かり、差出人に送金するというサービスでございます。

上の概要のところに戻っていただきまして、今回の申請はこの代金引換郵便を利用する際に、これからは、郵便局で交付するOCR処理に対応したラベルを添えて差し出すことを必須とする取扱いに変更するものでございます。OCR処理対応ラベルで差し出すことを義務づけるものでございます。

2点目といたしまして、このOCR処理対応ラベルよりも大きさが小さい、これまで代金引換郵便の対象になっておりました郵便書簡、第二種郵便物であるはがきですね、これへの代金引換の取扱いを廃止することになっております。

順序が飛びますが、4ページをごらんいただけますでしょうか。参考といたしまして、ラベルの写真が載っております。今回のOCR対応処理のラベルは、上の縦が11.4センチ、横が21.3センチ、この大きさのラベルでございます。今までははがきや郵便書簡には、これよりももう少し小さい別のラベルが使用されておりましたが、今回OCR処理に対応するということで、はがきや郵便書簡については、代金引換郵便の取扱いを廃止して、別の第一種郵便物である封書に移行することになっております。

2ページに戻っていただきまして、今回認可の対象になっている変更はこの2点でございますが、そのほかに代金引換郵便については、今回いろいろなサービスの改善が行われることになっております。

参考の真ん中あたりに、郵便局で預かった引換金の送金方法というところ、※が2つございます。差出人の送金先口座、いわゆる引換金の振込先の口座につきまして、これまではゆうちょ銀行の口座に限られていたものを、ゆうちょ銀行以外の金融機関にも拡大するというのが1点です。

もう一点、これまで送金にかかる日数が1日から長い場合で4日程度かかっていたものが、1日程度に短縮されるというものでございます。

なお、ゆうちょ銀行口座宛での送金につきましては、これまでは通常払込と呼ばれる手作業による処理の払込みと、電信払込というオンラインで即時に払込処理が行われる2種類の取扱いが行われておりましたが、今回の変更後は、電信払込のみとすることになっております。

下のほうに表がございまして、送金手数料の額でございます。左側が現行で、右側が変更後でございます。現行では送金先銀行がゆうちょ銀行で、今ご説明しましたとおり、通常払込と電信払込の2種類がございまして、それぞれ料金が異なっておりましたが、今回ゆうちょ銀行宛での口座の送金方法を電信払込のみとするのにあわせまして、従来の通常払込の料金と同額で、電信払込の取扱いをすることになっておりますので、送金手数料としては、実質的には同額または値下げになる予定だと聞いてございます。

以上が変更内容でございまして、一番下の実施予定期日でございますが、今年10月1日からを予定していると聞いております。

以上のような内容につきまして、最後の5ページをごらんください。審査結果でございまして、事務局といたしましては、今回の申請内容は郵便法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当であるとしております。

審査基準の真ん中ほど、郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項のところでございますが、今回の引受けに関しましては、日本郵便株式会社が交付する用紙を添えて差し出すことを必須とする旨が定められていること、また、郵便書簡及び第二種郵便物への代金引換への付加の廃止が含まれておりますが、これらについては、他の第一種郵便物へ代替し得るだろうと考えられることから、適当であると考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

ご意見がございませんので、諮問第1115号については、諮問のとおり認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それではそのように答申することといたします。

それでは、次に移ります。次の議題の審議は、議事規則第9条第1項ただし書きの規定により、非公開といたします。

傍聴の方々は、いらっしやいませので、それでは、諮問第1116号から第1118号

の「特定信書便事業の許可並びに信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに事業計画及び信書便管理規程の変更の認可」について、総務省から説明をお願いいたします。

○後藤信書便事業課長 信書便事業課長の後藤でございます。資料40-2、「特定信書便事業の許可及び事業計画の変更の認可について」をごらんください。その中で、別紙1という資料がございますので、こちらをもってご説明させていただきたいと思っております。

おめくりいただきまして、申請者及び提供サービスの概要でございます。見ていただきますと、関東が2件、それから、東海が4件、近畿が5件、中国が1件で、新規は計12者でございます。ちなみに、最近の許可傾向でいいますと、過去3回が7者、10者、9者ということでございますので、最近のトレンドよりは若干多めの件数となっております。

主な事業のところを見ていただきますと、業種別にいいますと、貨物運送業が10者、オフィスサービス業、障がい者福祉事業が各1者となっております。今回は貨物運送業者が大半を占めております。

右から2つ目の欄をごらんいただきますと、提供サービス概要、今回は民間企業をサービスの対象として見込んでいる事業者が多くなっております。製造会社、ガス会社等からの受注が見込まれております。特に、東海、近畿の新規参入につきましては、地元企業のコンプライアンス意識の向上の影響が大きいと見てとれるところでございます。それから、一部官公庁の受注も見込まれております。

それから、4ページの(2)、これは事業計画の変更でございますが、こちらは1者、株式会社セルートでございます。2号役務において、提供区域の都市圏の数を、今まで東京23区内のみでございましたところを、他の都市圏に広げていくという内容でございます。詳細は後ほど申し上げます。

次に、信書便法第31条第2号、事業の遂行上適切な計画であるか否かという観点からの審査結果ということでご説明させていただきます。5ページ、収入の部以下のページをごらんいただければと思います。まず、収入につきましては、契約が見込まれる者との予定契約額、または顧客へのヒアリングによりまして得た予定取扱通数と予定平均単価を掛け合わせて算出しております。

それから、顧客の業種とかニーズによりまして、信書便物の中身そのものとか、利用見込通数、あるいはセキュリティ等の手間のかけ方等も異なることから、単価には若干開きがございますが、500円ぐらいから二、三千円の間にはほぼ入っているところでございます。

なお、3号役務につきましては、法令上1,000円超となっておりますが、ごらんのとおり全て1,000円超の法定要件を満たしているところでございます。

続きまして、支出、利益の部、9ページ以下をごらんいただければと思います。こちらにつきましては、年度のところで、初年度と翌年度ということで2段書きにしております。上の欄は、事業開始予定日から当該企業の事業年度末までのものを初年度とし、その翌年度が下段ということで、試算しているものでございます。

この中で、真ん中ぐらいに信書便事業支出がございますが、こちらにつきましては、項目ごとに積み上げた額、あるいは兼業する貨物運送業等との案分による額を記載してございます。

ちなみに、

それ以外のところは、基本的には人件費、経費等が多くを占めているところがございます。

それから、信書便事業営業利益につきましては、信書便事業収入から信書便事業支出合計を差し引いた額で算出しております。いずれの事業者におきましてもプラスになっているところがございます。それから、一番右側の欄の当期純利益でございますが、こちらは言わずもがなですが、会社全体としての利益を表しております、いずれもプラスとなっております。これらのことから、事業収支に特段の問題は見られず、妥当と判断しているところがございます。

それから、説明の都合上、16ページをごらんいただけたらと思います。3時間審査です。これは先ほどの株式会社セルートについてのみでございますが、従前は東京23区内のみであったところに、以下の都市圏を追加するというところがございます。札幌・石狩、横浜、川崎をはじめ、全国7地域における集配を新たに3時間以内で行おうとするものがございます。

こちらにつきましても、現地の道路事情等を踏まえまして、実測と交通情報サービスによりまして、配送車両による3時間以内の役務提供を立証いただいているところがございます。

このほか、各事業者から申請のございました役務内容は、大きさ、重さ、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合してございます。また、経済的な観点から、業務の一部を委託する、これにつきましても、第三者への再委託禁止等がきちんと定められてございますので、事業遂行上、適切な計画を有するものであると判断しているところがございます。

次に、信書便法第31条第1号の事業計画が信書便物の秘密を保護するために適切か否かという観点からご説明申し上げます。14ページに戻っていただければと思います。引受け及び配達の方法でございます。これにつきましては、各者とも引受けの方法が明確に記載されてございます。

また、後ほどの諮問第1118号とも関連いたしますが、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から引き受けるとされてございます。また、配達につきましても、その方法が明確に記載されてございます。信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、差出人の指図によって、受取人に直接受け渡し、または郵便受箱へ投函するなどされてございます。

また、業務の一部を委託する場合につきましては、委託契約書において、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課せられてございます。これらを踏まえまして、事業の計画が信書便物の秘密を保護するために適切なものであると判断してございます。

それから最後に、信書便法第31条第3号、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かという観点でございますが、こちらは13ページをごらんいただければと思います。資金計画でございます。直近の決算年度におきまして、新規12者とも債務超過の状況にはなく、純資産の額はプラスとなっております。事業開始に要する資金につきましては、人件費2カ月分、賃借料1年分、車両等の取得価格等の合計額としてございまして、先ほどと同様、項目ごとに積み上げた額、または兼業する事業との案分により算出してございます。各者とも全額自己資金による調達が可能である見込みでございますので、財産的基礎は十分であるものと判断しております。

なお、今回は債務超過事業者はございませんが、引き続き資金の調達に明確な裏づけがあることに関する審査をしっかりと行いまして、審議会にお諮りしたいと考えております。

また、諮問第1118号とも関連いたしますけれども、秘密保護を目的とする信書便管理規程におきまして、信書便管理者の事業場ごとの選任、それから、秘密保護に配慮した作業方法など職務内容も明確に記載されております。秘密保護のための管理体制を整備するための能力もあるものと判断しております。また、自動車その他の輸送手段を使用する場合に必要な許可等も取得済みでございます、事業を適確に遂行するに足る能力を有するものと判断しております。

以上、まとめまして、各者とも信書便法の規定に基づく許可の基準に適合してございます。加えて、欠格事由に該当しないということを確認してございますので、当方としては、特定信書便事業の許可及び事業計画の変更を認可することが適当と審査したところでございます。

続きまして、資料40-3、信書便約款の設定の認可申請をごらんください。これを審査いたしました結果が、別紙2でございます。別紙2をごらんいただきながら、以下の説明をお聞きいただければと思います。

役務の名称及び内容、それから、信書便物の引受け、配達、転送、還付の条件、送達日数、料金収受の方法等につきまして、いずれも適正かつ明確に定められているものと認められます。また、特定の者に対して不当に差別的取扱いをする規定がないと認められることから、法令上の基準に適合してございまして、認可することとしたいと考えております。

それから、3つ目、資料40-4、信書便管理規程の設定等の認可申請でございます。こちらにつきましても、審査した結果が別紙2-1と2-2でございます。事業許可及び計画変更認可におきまして、事業を適確に遂行するに足る能力を有するか否かの項でも申し上げましたが、信書便管理者の選任や信書便物の秘密保護に配慮した作業方法、事故発生時等の措置、それから教育・訓練など、事業者の取扱中に係る信書便物の秘密の保護について、適切に記載されております。法令上の基準に適合するものと考えられますことから、認可することとしたいと考えております。

以上、今回の許可申請等が認められた場合の参入状況をまとめたものが参考1でございます。前回の分科会からの比較で申し上げますと、廃業等の事業者はございませんでした。12者が純粹に増加しましたので、448者となります。

以上でございますが、最後に1点だけご報告させていただければと思います。ご案内かと存じますが、郵便法・信書便法の一部改正法案が6月12日に公布されており、年内に施行予定でございます。この中で、信書便法の関連で申し上げますと、1,000円超という3号役務が800円超に引き下げられます。

また、本日もご説明申し上げました約款につきましては、標準約款制度というものを導入することになってございます。大臣が審議会にお諮りした上で標準約款を定め、それと同一のものを事業者が定めれば、個別の約款の認可は不要とするというものでございます。

これらの施行に向けては、改正法の附則におきまして、当審議会への諮問事項とされていることから、今後おそらく11月と思いますが、それを目途にお諮りしてまいりたいと考えてございます。あわせてよろしくお願い申し上げます。

私からの説明は以上でございます。ご審議方、どうぞよろしくお願いいたします。

○樋口分科会長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

ご意見がございませんでしたら、諮問第1116号から第1118号については、諮

間のおり許可及び認可することが適当である旨、答申することにはいかがかと思
いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように答申することといたします。

以上で、予定されました議題は終了しましたが、各委員から何か発言がございましたら、
お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○事務局(神田) 次回の開催日程につきましては、9月11日金曜日の午後を予定してお
ります。詳細については、別途ご連絡を差し上げますので、皆様方よろしくお願ひします。

○樋口分科会長 では、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、本日の会議を終了い
たします。

以上で閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

閉 会